

様式 1

平成 年 月 日

石狩市地域密着型サービス事業者応募申請書

石 狩 市 長 様

申請者 所在地住所
法 人 名
代表者氏名 印
連 絡 先 TEL
FAX
mail
(担 当 者)

地域密着型サービス事業者の公募について、下記のとおり応募します。

(法人及び事業に関する記載)

応募する地域密着型サービスの種類			
設置予定地住所			
事業規模	ユニット	定員	人
既存の併設施設がある場合、その名称			
併設施設の種別	併設施設の事業定員		人

地域密着型サービス運営方針

(運営方針に関する記載)

<p>応募圏域</p>	<p>【以下については、具体的にご記入ください】</p>	
<p>応募する地域密着型サービスの種類</p>	<p>法人名</p>	
<p>① 事業運営の基本理念</p>		
<p>② 法令理解及び遵守</p>		
<p>③ 個人情報保護の対策</p>		
<p>④ 自己評価・外部評価・運営推進会議及び情報公開に関する考え方</p>		

<p>⑤ 事故防止・虐待防止の 対応</p>	
<p>⑥ 苦情処理体制・対応</p>	
<p>⑦ 衛生管理(感染症防止 への取り組み・対応方 法等)</p>	
<p>⑧ 非常災害対策の対応 (消防、その他災害時 等の危機管理体制、近 隣住民との協力体制)</p>	
<p>⑨ 認知症ケアの考え方 (日常生活支援、身体 拘束の考え方、利用者 の金銭管理、その他具 体的なサービスの向上 に向けた取り組み)</p>	

<p>⑩ 地域住民への説明や 家族・地域との連携</p>	
<p>⑪ 医療との連携体制</p>	
<p>⑫ 職員の配置、人員の雇 用方法(雇用計画等)</p>	
<p>⑬ 職場の資質向上に対す る方策(職員の研修計 画等)</p>	
<p>⑭ 利用者負担(居室料、 食費、水道光熱費日常 生活費等)の額</p>	

<p>⑮ バリアフリー対策（屋内・屋外）</p>	
<p>⑯ 法人の財政状況・資金計画等</p>	
<p>⑰ その他介護サービスの関すること（独自の取り組み等）</p>	

事業概要調書

No. _____

		法人名						
運営している介護関連事業所	①	事業所名						
		所在地						
		提供しているサービスの種類			H28年度 利用者数			人
		サービス開始日	平成 年 月 日					
		職員の配置状況	職種	人数	職種	人数	職種	人数
	②	事業所名						
		所在地						
		提供しているサービスの種類			H28年度 利用者数			人
		サービス開始日						
		職員の配置状況	職種	人数	職種	人数	職種	人数
	③	事業所名						
所在地								
提供しているサービスの種類				H28年度 利用者数			人	
サービス開始日								
職員の配置状況		職種	人数	職種	人数	職種	人数	

※パンフレット等ありましたら添付願います。

代表者経歴書

※平成29年5月1日現在でご記入ください。

法人名			
法人住所	(郵便番号 -)		
電話番号		FAX番号	
フリガナ		生年月日	年 月 日
代表者氏名			
代表者住所	(郵便番号 -)	電話番号	
認知症高齢者の介護及び保健・福祉・医療に関する職歴等			
年 月 ~ 年 月	勤 務 先 等		職 務 内 容
職務に関連する資格			
資 格 の 種 類		資 格 取 得 年 月	
厚生労働省令に定める研修について			

介護保険法第 78 条の 2 第 4 項各号及び第 115 条の 12 第 2 項各号
の規定に該当しない旨の誓約書

平成 年 月 日

石狩市長 様

所在地
申請者
名 称
代表者名 印
住 所

申請者が下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

記

【介護保険法第 78 条の 2 第 4 項】

- 一 申請者が法人でないとき。
- 二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第七十八条の四第一項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数又は同条第四項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。
- 三 申請者が、第七十八条の四第二項又は第四項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 四 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長の同意を得ていないとき。
- 五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 六 申請者が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。
- 七 申請者が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十八条の五の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 八 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 九 申請者の役員等のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ロ 第五号又は前号に該当する者
 - ハ 第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内にその役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの
 - ニ 第七号に規定する期間内に第七十八条の五の規定による事業の廃止の届出をした法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をした法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその役員等であった者で当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないもの

【介護保険法第 115 条の 12 第 2 項】

- 一 申請者が法人でないとき。
- 二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第一百五十五条の十四第一項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数又は同条第四項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。

- 三 申請者が、第百十五条の十四第二項又は第四項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型介護予防サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 四 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長の同意を得ていないとき。
- 五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 六 申請者が、第百十五条の十九（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。
- 七 申請者が、第百十五条の十九（第二号から第五号までを除く。）の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第百十五条の十五の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 八 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 九 申請者の役員等のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ロ 第五号又は前号に該当する者
 - ハ 第百十五条の十九（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内にその役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの
 - ニ 第七号に規定する期間内に第百十五条の十五の規定による事業の廃止の届出をした法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）において、同号の通知の日前六十日以内にその役員等であった者で当該届出の日から起算して五年を経過しないもの

役員等名簿			
(ふりがな) 氏 名	生年月日	住 所	
	役職名	TEL	FAX
		TEL	FAX
		TEL	FAX
		TEL	FAX
		TEL	FAX
		TEL	FAX
		TEL	FAX

備考 当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び事業所を管理する者について記入してください。